徳島県老人福祉施設協議会ホームページバナー 広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、徳島県老人福祉施設協議会（以下「徳島県老施協」という。）が管理するホームページ（以下「徳島県老施協 HP」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告の掲載位置及び枠数）

第３条　広告は、徳島県老施協HPに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、徳島県老施協が定める。

（広告の範囲）

第４条　広告の範囲は、広告主が指定したリンク先に限らず、リンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

（広告主の募集）

第５条　広告主の募集は、原則として徳島県老施協 HP を通じて告知するものとする。

（広告主の選定）

第６条　広告掲載を希望する者から様式１「徳島県老人福祉施設協議会バナー広告掲載申込書」の提出があった場合は、掲載の可否について、正副会長で協議の上、承諾を得なければならない。

（広告の掲載期間）

第７条　広告を掲載する期間は、原則として各月の１日から始まる６か月を単位とし、次回更新時の１ヶ月前までに様式２「徳島県老人福祉施設協議会バナー広告掲載中止届」が提出されなかった場合には自動的に継続更新となる。

２広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は当該広告を掲載する月の初日とする。

３広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

４前２項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日にあたる場合は、直後の最初の平日とする。

⑴日曜日及び土曜日

⑵国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

⑶１月１日から３日まで及び 12 月 29 日から 31 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（広告の金額）

第８条　広告の金額については、次のように定める。

⑴半年間 30,000 円（消費税抜）
⑵広告料は、初回は掲載月の前月末日、更新時には更新月となる前月末日までに支払うものとする。

（広告の作成）

第９条　掲載する広告は、広告主が第４条の規定に従い作成するものとする。

２大きさ：　172px×95px
画像種類：jpg または png ファイル（動画は不可）

３前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（広告内容等の変更）

第 10 条　広告内容は、契約の期間内において、原則として変更できないものとする。ただし、止むを得ない事情により変更する場合は、正副会長の承認のあった場合に限り変更できるものとする。この場合においても、かかる費用はすべて広告主の負担とする。

（広告掲載の取消）

第11条　正副会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

⑴広告の内容等が各種法令若しくはこの要綱等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。
⑵その他、広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第 12 条　広告主は、広告の掲載を中止するときは、別紙２「徳島県老人福祉施設協議会バナー広告掲載中止届」により届け出るものとする。

（リンク先の変更）

第 13 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、すみやかに届け出るものとする。

（広告主の責務）

第 14 条　広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

２広告主が広告の掲載により徳島県老施協及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、徳島県老施協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年８月１日から施行する。